

## 在宅・地域の子育て支援についてのQ & A

Q 家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられないのですか？

A 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。  
また、パートタイムなどの働き方の世帯でも、保育所などで保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します。

▶05ページ参照

▶09ページ参照

## 放課後児童クラブについてのQ & A

Q 「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、どうなるのですか？

A 放課後児童クラブは、新制度では、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めることとしています。放課後児童クラブの改善にも消費税財源を活用し、量の拡充と質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象となります。

▶06ページ参照

Q 「放課後児童クラブ」にも多くの待機児童がいますが、新制度で解消されますか？

A 就学前に保育を利用していた子どもが、就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるようにすることは重要な課題です。新制度では、放課後児童クラブについても市町村の「事業計画」に基づき整備を進めていくこととしています。なお、新制度の開始（平成27年4月予定）を待たずに、平成26年度からは、開所時間の延長を行う放課後児童クラブを支援する取組みを開始しています。

## 保育の必要性などの認定についてのQ & A

Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。具体的な手続きについては、お住まいの市町村におたずねください。

▶07ページ参照

Q 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

A 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市町村が認定を維持するか、または変更するかを決めていくことが想定されます。具体的には手続きの際にお住まいの市町村におたずねください。

## 利用手続きや利用料についてのQ & A

Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるものではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要に応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。今後、お住まいの市町村から提供される情報を入手し、ご不明な点は市町村におたずねください。

▶07ページ参照



Q 新制度になると保育料は上がるのですか？

A 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。



Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのでですか？

A 新制度では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市町村が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。詳しくはお住まいの市町村又は園におたずねください。



Q 幼稚園に同時に通う第2子、第3子の保育料が軽減されると聞きましたが、どうなるのですか？

A 同一世帯から保育所に複数の子どもが通っている場合、第2子、第3子の保育料については従来から減免措置がとられています。平成26年度には、幼稚園の場合も、同一世帯に小学校3年生以下の複数の子どもがいる場合、第2子、第3子が幼稚園に通っているときは同様の減免措置を行うこととしています。新制度においても、こうした現行の措置と同様に、多子世帯の負担軽減を実施していくこととしています。

## ご家庭に合った支援を受けるために

市町村によっては、様々な施設や地域の子育て支援の中から子育て家庭のニーズに合った支援を受けられるよう、情報の提供や相談・援助を行うところがあります。新制度の利用申込みや手続きに当たっては、こうした利用者支援のサービスもご活用ください。